

神奈川県水浴場等に関する条例の改正に伴う横浜市

手数料条例の一部改正について

1 神奈川県水浴場等に関する条例改正の概要

神奈川県水浴場等に関する条例は、神奈川県議会平成 22 年第 1 回定例会（2 月 15 日から 3 月 24 日）で一部改正される予定です。

改正の目的

- ・他人の喫煙による身体への危害や健康への影響を未然に防止する
- ・たばこの吸殻の散乱を防止するための規定を追加する

主な改正点

- ・「海水浴場の区域においては、喫煙場所以外では禁煙してはいけない」という新たなルールを盛り込む
- ・条例名称を「神奈川県海水浴場等に関する条例」に変更する

2 横浜市手数料条例第 2 条第 31 号改正の内容

現行	改正案
(31) 神奈川県水浴場等に関する条例(昭和 34 年神奈川県条例第 4 号)第 <u>6</u> 条第 1 項の規定に基づくプール又は更衣休憩所設置許可申請手数料 同 13,590 円	(31) 神奈川県 <u>海</u> 水浴場等に関する条例(昭和 34 年神奈川県条例第 4 号)第 <u>9</u> 条第 1 項の規定に基づくプール又は更衣休憩所設置許可申請手数料 同 13,590 円